

「きのこ勉強会」を開催します

有毒きのこによる食中毒は、例年9月から10月にかけて家庭を中心に発生しています。これらの食中毒を未然に防止するため、長野県では9月20日から1か月間を「きのこ中毒予防月間」とし、きのこ中毒防止に関する知識の普及に取り組みます。

諏訪保健所では、この月間中に、下記の日程で「きのこ勉強会」を開催します。

なお、今年度より、保健所職員によるきのこ鑑別や、「きのこ相談鑑別所」の開設は行いません。

1 日時

令和6年10月2日(水)、9日(水)、15日(火)、18日(金) 午後2時～午後4時

2 場所

諏訪合同庁舎5階 502 会議室 (諏訪市上川一丁目 1644-10)

3 内容

きのこ食中毒発生状況について

きのこ中毒防止について

きのこ鑑別のポイント

○参加者の皆様が持参したきのこの鑑別も予定しております。

採取した野生きのこがありましたら、当日ご持参ください。

4 講師

長野県きのこ衛生指導員、諏訪保健福祉事務所食品・生活衛生課職員

5 申し込み方法

希望者は、受講希望日の前日までに、諏訪保健所食品・生活衛生課(0266-57-2929)へ電話でお申し込みください。

きのこによる食中毒を防止するために

○知らないきのこは取らない、食べない、売らない、人にあげない。

○食べられるきのこの特徴を完全に覚える。

○「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」などの誤った言い伝えや迷信を信じない。